

⑤ 使用する課題分析票の種類

事業所では、居宅介護サービス計画を作成するにあたり、できるだけ利用者の希望に沿った方式を使用します。

⑥ サービス担当者会議等の実施

居宅サービス計画原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者を招集した、サービス担当者会議を開催します。担当者に対する照会等により居宅サービス計画原案の内容について、担当者から専門的見地からの意見を求めることとします。

⑦ 居宅サービス計画の確定

介護支援専門員は、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるか否かを区分したうえで、その種類・内容・利用料等について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得ます。

⑧ サービス実施状況の継続的な把握及び評価

居宅サービス計画の作成後においても、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うことにより、居宅サービス計画の実施状況や利用者についての解決すべき課題についての把握を行い、必要に応じて居宅サービス計画の変更、指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の適宜の提供を行います。

⑨ 介護保健施設との連携

居宅での生活が困難になったときの施設の紹介や、施設から退所する利用者の居宅への移行が円滑に行えるよう、介護保健施設への連絡調整その他の適宜の提供を行います。

⑩入院時における医療機関との連携促進

居宅介護支援の提供の開始にあたり入院時には担当ケアマネージャーの氏名を入院先医療機関に知らせることをお願いしています。

4 市町村への届け出

この居宅介護支援のサービスを受ける際には、その旨を市町村に届け出て、被保険者証に記載する必要があります。具体的な手続は介護支援専門員にご相談ください。

5 利用料等

(1)利用料金

要介護認定を受けられた方は、介護保険から全額給付されるので自己負担はありません。ただし、利用者の介護保険料の滞納等により、保険給付金が直接事業者を支払われない場合は、1ヶ月につき要介護度に応じて介護報酬の告示上の額をいただき、当事業所からサービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を後日市町村の窓口に提示しますと、全額払戻しを受けられます。

※利用料金に付いては別紙参照

(2)交通費

通常のサービス提供地域にお住まいの方は無料です。

それ以外の地域の方は、交通費の実費（10km毎に100円）が必要です。